主 文

- 原告の請求はいずれもこれを棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

原告

原、被告間において、原告が別紙(一)文字書体対比一覧表下段記載の写真植 字機用文字書体二四一一字について著作権を有することを確認する。

被告は、被告が販売するCG—NIC漢字情報処理電算写植システムに搭載さ れた写真植字機用文字書体のうち、別紙(一)文字書体対比一覧表上段記載の二四

-字について、その搭載を止め、これを使用してはならない。 被告は、原告に対し、金一二〇五万五〇〇〇円及びこれに対する昭和五八年九 月二五日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

4 この判決の第2、3項は、仮に執行することができる。

主文第一、二同旨。

当事者の主張

(原告の請求原因)

原告による書体の製作と営業

1 原告は、昭和四一年七月ころ、台湾等東南アジア向けの写真植字機用文字盤 (以下「写植機用文字盤)という。)に搭載する文字すなわち別紙(一)文字書体 対比一覧表(以下「別紙書体一覧表」という。)下段記載の二四一一文字を含む亜 細亜中明朝体文字及び亜細亜太ゴシック体文字(合計八四〇〇文字)につき、それ ぞれ統一性のある書体を完成した(以下、右文字を一括して「本件原字」といい、 各個の文字を「本件各文字」という。また、右両書体を一括して「本件書体」といい、そのうち、中明朝体に関するものを「本件明朝体」、ゴシック体に関するもの を「本件ゴシック体」という。)。なお、右書体製作の具体的作業は、原告の子会 社である訴外モリサワ文研株式会社(以下「訴外モリサワ文研」という。)が、こ れを行った。

本件書体の特徴は、次のとおりである。なお、以下に、写研、モトヤ等とある のは、同業他社の書体である。

本件明朝体について

この書体は、本文用明朝体として在来の活字書体の特徴を生かして写真植字機用 書体(以下「写植用書体」という。)とした古典的な明朝書体である。

(1)

アジアの漢字圏諸国でも使えるように当用漢字体のほかに従来の康煕字典体を加 えたものであり、当用漢字の中でも比較的古い作り方をしたものが多い。

(2)

横線一に対して縦線二・八の線率を基準とし、分類としては中明朝体に入る。

デザイン (3)

若干技術の未熟さもあり、文字の構成としてややバランスの悪いものも混在して いる。

例 吻 (偏とつくりの組合せが異常に深い) 紅 (偏とつくりのバランスが悪い)

陳(申の左右が極端に違う)

猫(中心が通っていない)

骨格の構成 (4)

(1) 重心の高い文字と低い文字とが混在している。

例 防←→幼

← (高い) → (低い)

(ロ) 懐を広くとった文字と狭くとった文字が混在している。 例 雲←→電

(広いもの) (狭いもの)

部分(エレメント)の表情 (5)

点は鋭く、直線的で三角形を感じさせる。 **(1)**

例<8786-001>

(三角形) (小滴型〔写研、モトヤ等〕)

(ロ) 左払いが鋭く、直線的

例 征<8786-002>(写研、モトヤ、日活等)

(ハ) 縦画の下のはねは鋭く、あごの部分がはっきりしている。

例 序、創等

< 8 7 8 6 - 0 0 3 >

(6) 部分(エレメント)の組合せ

点、払い等のエレメントの組合せが他書体に比べて深い。

例 吻 落 秋

(二) 本件ゴシック体について

この書体は、主として小見出し等に用いるもので中ゴシック体の分類に入り、直 線構成を生かした書体である。

(1) 字体

アジアの漢字圏諸国でも使えるように当用漢字体のほかに従来の康熙字典体を加えたものであり、当用漢字の中でも比較的古い作り方をしたものが多い。

(2) 線率

横線と縦線の比率は、一対一・一を基本として画数によって調整している。

(3) デザイン

全体としてバランスの悪い文字が混在している。

例 壽(字幅の張り過ぎ)

● (大き過ぎ)

(4) 骨格の構成

全体に、重心はやや高め、懐は広めになっている。

(5) 部分(エレメント)の表情

例 遜<8786-004>

払い及びはねの先端部のカットは内側に丸く「クリ」が入っている。

< 8 7 8 6 - 0 0 5 >

3 原告は、本件原字を搭載した写植機用文字盤を写真植字機(以下「写植機」という。)に組み込んで販売しているが、右写植機用文字盤そのものを補充用として単独で販売することもある。

二 被告による書体の製作と営業

1 被告書体の盗作性

原告が製作した本件書体の文字(約八四〇〇字)と被告が被告システムに搭載した被告書体の文字一万六〇〇〇字を対比してみると、少なくともそのうち別紙書体一覧表上段記載の被告書体の文字二四一一字(内訳、明朝体一二九二字、ゴシック体一一一九字。)が、原告が製作した同表下段記載の各対応文字の書体を機械的に

複写し、その一部にわずかな修正を加えたものにすぎないことが明らかである(以下、これらの文字を「本訴対象文字」という。) すなわち、

- (一) まず、第一に注目されるのは、被告システムに搭載された一万六〇〇〇字の書体が、昭和五四年一〇月から昭和五五年九月までのわずか一年間に、しかも、文字職人を十数人しか擁していない訴外華穏企業の手によって作製されたという事実である。この事実は、被告書体が新たに創作されたものではなく、既存の書体の盗作であることを如実に物語るものであるということができる。なぜなら、原告が販売している写植機用文字盤は、文字書体の創作工程とそれを文字盤へ組み込む工程を経て完成されるものであるが、そのうち文字書体の創作工程だけを取り上げてみても、左記のとおり少なくとも四年の歳月を必要とするものであり、被告書体が正常な工程を経て新たに創作されたものであれば、わずか一年の間に完成されるということはあり得ないことだからである。記
- (1) 例えば、一書体約五五〇〇字につき一字ずつ、六〇ミリ×六〇ミリの方眼紙にデザイナーが創作する文字のイメージを描きながら文字の骨格を書き上げる。 (2) この文字の骨格に対し、各エレメント(はね、払い等)に統一性を持たせて、肉付けして文字の原形を書き上げる。
- (3) 文字の原形ができると細い鉛筆で、文字画線の輪郭を定規等を用いて正確に書き上げる。
- (4) このようにして書き上げた各文字は一字ずつ検査し不統一な文字は書き直しを行う。
- (5) 合格した文字原形に製図用烏口や細筆で画線に墨を塗り、原字を完成させ、更に検査、書き直しを行う。
- 以上、一書体の文字が完成されるまでには少なくとも四か年を必要とする。 (二) そして、被告システムに搭載された文字(一万六〇〇〇字)のうち、本訴で問題にする前記二四一一字の被告書体は、原告が製作した同表下段記載の各対を字の書体に全く同一といってよいほど似ているが、このように酷似した書体を手書きで仕上げることは不可能である。右被告書体の文字は、本件書体の文字を機構的手段によって複写したものであり、それ以外ではあり得ない。すなわち、右被告書体の文字は、原告の文字盤一覧表(甲第七号証)の「亜細亜中明朝体、亜AB1~32」及び「亜細亜太ゴシック体、亜B1~32」文字(これが本件書体の文字である。)を搭載した台湾等東南アジア向け写植機用文字盤を、写真用引伸機に引き伸ばして原字を得、必要に応じてこれに墨入れ等のわずかな修正を加えたものにほかならない。
- (三) 被告書体が右のごとく本件書体を機械的手段によって複写したものにほかならないことの何よりの証拠は、原告の昭和六〇年六月五日付報告書(甲第一二号証)によって明らかなように、たまたま本件書体の文字の中に字体(骨格)の誤った文字すなわち誤字があったところ、それがそのまま被告書体の文字の中に採り入れられていることである。すなわち、右にいう誤字とは、次の四文字のことであるが、これを順次、説明すると次のとおりである。なお、以下において、冒頭に掲げる文字の字体(骨格)は、最も古い漢字辞典である康熙字典に搭載されているものである。
 - (1) 「墾」(明朝体)について
- 「墾」の字の上部左側の部分は、右のとおり「豸」となっているのが通例であり、被告が被告書体の製作を依頼するに当たり訴外華穏企業に手本として示したという辞典、新字源においても「豸」になっている。ところが、本件書体の文字は「墾」であり、「●」になっているところ、被告書体の文字も「●」になっている。
 - (2) 「懃」(ゴシック体)について
- 「懃」の字の左側下の横線は、右のとおり三本になっているのが通例であり、新字源においても三本になっている。ところが、本件書体の文字は「●」であり、二本線になっているところ、被告書体の文字も二本線になっている。
 - (3) 「嚀」(ゴシック体)について
- 「嚀」の字の右側中央には、右のとおり「皿」が用いられるのが通例である。ところが、本件書体の文字は「●」であり、「●」になっているところ、被告書体の文字も「●」になっている。
- (4) 「傲」 (ゴシック体) について

「傲」の字の中央上部には、右のとおり「土」が用いられるのが通例であり、新字源においても「土」が用いられている。ところが、本件書体の文字は「●」であり、「士」になっているところ、被告書体の文字も「士」になっている。

(四) また、右原告の報告書(甲第一二号証)によれば、本件書体の文字の中には、通常のものと対比すると、均衡のとれていない構成の文字が七〇字余り含まれていることも明らかである。前記の「吻」、「紅」、「陳」、「猫」等もその一部であるが、被告書体の文字の中には、これらの均衡のとれていない構成の文字が、そのままそっくり採り入れられている。これも複写の事実を裏付ける有力な証左である。

(五) さらに、右の事実は、訴外モリサワ文研が作成した文字書体の対比結果報告書(甲第八号証)や検証物(検甲第一ないし第一三号証の各一、二)によっても確認することができる。すなわち、それらは、いずれも本件書体の文字と被告書体の文字及び同業他社の同種書体の文字を、それぞれ同じ大きさに拡大して同じ条件の下で対比できるようにしたものであるが、そこにある本件書体の文字のポジフィルムを、同業他社の文字の上に重ねても重なり合わないが、被告書体の文字の上に重ねるとピタリと重なり合うことによって、これを確認することができる。2 本件書体の著作物性

(二) 原告も、永年にわたって人材を集めて修練を積ませるとともに、多額の資金を投じて設備を整え環境を整備して、固さは幾分残るが躍動感あふれるきびきびした姿の自社独自の文字書体を製作してきた。そして、いまや、原告が製作した文字書体は、約八〇種にも及び、いずれもモリサワ書体として明瞭に他社のものと区別されている。本件書体も、こうしたなかで昭和四一年七月に製作され、東南アジア向けの写植機用文字盤に搭載されて市販されたものである。したがって、本件書体は、遅くとも右文字盤完成の時点で、本件原字全体に関する著作物として完成したというべきであり、原告は、右時点において、右両者に関する著作権を取得した。

(三) 右のように本件書体に著作物性を肯定することは、以下のような事実によっても支持される。

(1) 一つの文字書体を創作するについても、多くの労力と資本を必要とすることは、前記のとおりであり、活字書体は以前から一定の対価をもって取引されてきた。また、近時、写植書体をデジタル化して各種コンピューター組み込みの文書作成機器に搭載することが広く行われるようになったが、かかる場合には、当該写植書体の製作者ないし保有者に対し、使用許諾を求め、対価を支払ってライセンスを得ているというのが、業界の実情であり、慣習である。こうした点からすれば、他人が製作、保有している文字書体を、自己の営業のために使用する場合には、対価を支払うことが業界の慣習法として成立しているということができる。

(2) そして、「タイプフェイス保護及びその国際寄託に関するウィーン協定 (仮訳)」の第八条は、その権利者に対し、権利者の同意を得ることなく複製物を 作成すること及び複製物を商業的に頒布又は輸入することを禁止する権利を与えて おり、国内的にも、日本タイポグラフィ協会は、昭和五一年一〇月一五日、「タイ プフェイスに関する倫理綱領」を発表して、権利保護手段の確立を求める姿勢を明らかにした。また、最高裁判所も、最近、第一、二審において文字書体に関する著作権等の権利主張が否定された事案において、あえて上告棄却の結論を出さず、文字書体の製作者の権利を尊重する趣旨の和解を成立させている(最高裁昭和五七年(オ)第八四一号事件、昭和五八年(オ)第七九九号事件)。これらのことは、いずれも文字書体を法的に保護すべきことを示しているといえる。四 法的保護利益

仮に、以上の著作権に関する主張が認められないとしても、前記のとおり多大な労力と資本を投下し、しかも長年月をかけて製作される文字書体は、それ自体、貴重な無形資産である。文字書体の製作者が、その投下資本を回収しようとするのは、当然であり、法的にも保護されなければならない。他人の血のにじむような努力と創作活動の結晶である文字書体を、その者の同意を得ないで盗用模倣して自己の収益源とするような行為が許されてよいはずがない。文字書体の製作者ないし保有者は、その文字書体を他人に無断で使用されないこととこれに要した投下資本を回収することにつき、法的に保護されるべき利益を有しているというべきである。五 被告の故意、過失

被告は、写植機器の業界で営業を行うものとして、前記業界の実情を十分承知し、他社の文字書体を使用するに当たっては、あらかじめ、当該写植書体の製作者ないし保有者に対し、使用許諾を求め対価を支払ってライセンスを得なければならないことを十分に認識していた。仮に、これを認識していなかったとすれば、右業界に身を置くものとしてあまりにもうかつであり、それ自体重大な過失である。 六 原告の損害

原告は、前記のとおり本件書体の文字を搭載した写植機を販売するほか、右文字を搭載した写植機用文字盤を単独で販売する営業も行っている。

しかるところ、被告は、前記のとおり本件書体を複写した被告書体の文字を訴外 印機貿易に使用させることにより、一字当たり五〇〇〇円の割合による利益を得て いる。

原告は、被告の右行為により、本訴対象文字二四一一字相当分合計一二〇五万五〇〇〇円相当の損害を被っている。

七 本訴請求

よって、原告は、被告に対し、原告が前記本件書体の文字のうち別紙書体一覧表下段記載の二四一一字につき著作権を有することの確認を求め、右著作権に基づき同表上段記載の二四一一字の使用禁止を求めるとともに、主位的に著作権侵害、予備的に不法行為を原因として前記損害金一二〇五万五〇〇〇円及びこれに対する著作権侵害又は不法行為以後の日で本件訴状送達の日の翌日である昭和五八年九月二五日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。(被告の答弁)

- 一請求原因一の事実のうち、原告が写植機用文字盤を組み込んだ写植機を販売していることは認めるが、その余の事実は、不知。
- 二 同二の事実は、認める。
- 三 同三1、2の事実のうち、被告書体が、文字職人十数人を擁する訴外華穏企業の手によって、昭和五四年一〇月から昭和五五年九月までの一年の間に製作されたものであること、原告主張のウィーン協定の存在、倫理綱領の発表及び和解成立の事実は認めるが、その余の事実は争う。
- 四 同四ないし六の事実及び主張は争う。

(被告の主張)

- 被告書体の盗作性について

原告が、被告書体の盗作性の根拠とするところは、いずれも、以下に述べるように、それ自体根拠にならないか、事実に反するものである。

1 写植用書体製作過程の実態

写植機は、印字を目的として昭和初期ころに開発されたものである。そして、写植用文字の使用は、まず、明朝体文字、ゴシック体文字等各種既存の印刷活字の清刷をカメラで撮影、複写したものをそのまま流用したり、印刷活字の文字を引き伸ばし墨を塗って一部手直しをして使用したりすることから始まった。その後、既存の印刷活字のデザインに飽き足らず写植用書体の製作が行われるようになってからも、既存の印刷文字と全く無関係に新たな書体が造られたわけではない。既存の文字書体を参考にしつつ、これを写植用文字として適するようにデザインし直していったというのが実情である。文字書体の製作、改良とは、もともとそのようなもの

であって、印刷活字の時代から、まず、既存のテキストとなるべき種字を模写、模刻し、これに小しずつ新しいデザインを補充、加味していくという方法によって行 われてきた。文字書体の製作は、右のような「伝承」と「改良」の積み重ねであっ て、九〇パーセントの「伝承」と一〇パーセントの「改良」といわれるようなもの である。写植用書体等実用的な文字書体の製作過程は、右のような意味で既存品の 模写と多少の改良の繰り返しであり、既存の文字書体を参考にすること自体、何ら 非難されるべきことではない。 写植用書体の創作範囲

写植用書体の製作、改良は、右のとおり既に印刷業界で広く使用されていた明朝 体文字、ゴシック体文字等定型化、規格化された既存の文字書体を前提としてその 枠内で行われるものである。したがって、写植用書体の製作者が、それぞれ独自に 書体を製作するといっても、その創作の範囲は自ら限定されたものにならざるを得 ない。右のような定型枠内で行われる創作の余地といえば、せいぜい、次のような

- 点をどう工夫するかということに限られてくるというのが実態である。 (一) 横画・縦画等の筆の入れ方・止め方(うろこ)、点・長点の打ち方、打ち込み・打ち上げ等の形態や角度、曲げ、払い、止め、折れ・はね・かぎ・たすき・ 横流れ・しんにゅう等の運筆や末端処理その他のいわゆるエレメント
- 文字のバランス(基本画線の位置・長さや間隔のとり方等)
- 文字の大きさや横、縦等の比率
- 重心の位置や懐の深さ (四)

なお、右のうち、(二)以下は、文字の骨格に影響する問題であるため、前記定型枠の制約を強く受け、(一)と比較すると、その創作性の範囲は更に制限される ことになる。

写植用書体の類否判断の基準

以上のようなことの結果、現に市場に存在する各社の写植用書体は、右の各要素 とりわけ前記エレメントのわずかな相違によって相互に区別され、商品として共存 している。その意味で、各社の写植用書体が、一見、「近似」していることは、む しろ当然であって、右の各エレメントが相違している以上、それは格別の意味を持 ち得ない。

こうした点からすれば、本件書体のような写植用書体の類否判断は、右のような 各エレメントの類否判断を中心にして行われるべきである。

4 本件書体と被告書体の類否

しかるところ、本件書体と被告書体の間には、以下に述べるようなエレメントや 文字のバランス等について数多くの相違点が認められる。被告書体が本件書体を機 械的に複写したようなものでないことは明らかである。すなわち、

- 被告は、本件書体と被告書体の類否判断のため、原告が本訴提起当初問題 (-)にしていた別紙書体一覧表記載の文字を含む合計二五八六文字について、①書き出し部分の筆の入れ方の違い、②筆の止め方の違い、③線の太さ・長さの違い、④曲 線(カーブ)の半径及び角度(長さ)の違い、⑤部首とつくりの一部やバランスの 違い(部首とつくりの一部分しか重ならない)、⑥文字全体のバランスの違い(文 字が全く重ならない)、以上六点について対照作業を行った。その結果、そのすべ てが書体を構成する何らかの要素において一致せず、形状において同一といえる文 字は一例も存在しないことが判明した(乙第五、六号証の各一ないし六)。その結 果をまとめると次のとおりである。
 - 明朝体一二二七字 (1)

例数 百分比

- 九三二 七六・〇 筆の入れ方の違い
- 筆の止め方の違い
- 線の太さ・長さの違い 七六七 六二・五
- 曲線(カーブ)の半径及び角度(長さ)の違い 七〇
- 部首とつくりの一方が重ならない 三八二 文字全体が重ならない 七〇 五・七
- ゴシック体一三五九字 (2)

例数 百分比

- 筆の入れ方の違い 三九 二・九 筆の止め方の違い 二二 一・六
- 線の太さ・長さの違い 一三五九 -00
- 曲線(カーブ)の半径及び角度(長さ)の違い 三五 二・六

- ⑤ 部首とつくりの一方が重ならない 二六三 一九・四 ⑥ 文字全体が重ならない 六五 四・八

(二) そして、被告書体が、本件書体を機械的に複写しこれにわずかな修正を加 えたようなものではあり得ないことを、別紙(二)文字対照表記載の文字(明朝体一〇字、ゴシック体九字。上段が被告書体の文字、下段が本件書体の文字であ る。) によつて例証すると、次のとおりである(なお、以下の事実は、別紙書体-覧表にある文字をそのまま二倍に拡大したポジフィルム—乙第八号証の一ないし-を、これを焼き付けた印画紙―乙第九号証の一ないし一〇―の文字の上に重ねてみ ることにより確認することができる。)

筆の書き出し、止め部分等で、形が異なり、あるいはその大きさが本件書 (1) 体の文字を下回る例

明朝体 透、従、職、毎、音、旧、暫、疫ゴシック体 掌、洛、諳、塹、堪、堡、烽、舞

例えば、明朝体の「音」の字をみると、被告書体の文字の方が、まず一画目の筆 の入りが小さく、三画目、四画目の斜めの点が細長く、二画目、五画目、六画目や 七画目途中の筆の止め方などが小さくなっており、結局、すべてのポイントにおい て逆に本件書体の文字の方が加筆墨入れをしたような恰好になっている(「従」の 字をみても、これらの関係はよく分かる。)

ゴシック体の場合でも、例えば「洛」の字をみると、本件書体の文字に比べ、筆 入れ部分の両角がとがっており、折れ角も丸みが無いなどの相違があり、かつ、大 半が大きさにおいて本件書体の文字のそれを下回っていて、右の明朝体の場合と基

本的に同様の関係を指摘することができる。 (2) 横線、縦線その他の線で、長さ、太さが本件書体の文字を下回る例 透、職、毎、音、巨、旧、暫、疫

ゴシック体 掌、洛、諳、塹、堡、舞 例えば、明朝体の「旧」の字や「巨」の字をみると、被告書体の文字の方が横線 がいずれも短くなつている(これは、横線をもつすべての文字に共通することであ る。)。ところが、明朝体は、棒一本といえども、すべて筆の入れと止めを伴つているから、これを縮めるにせよ伸ばすにせよ、原告が主張するような複写と墨入れの方法によつてこのような文字を製作することは、不可能である。 (3) 斜線、曲線のとり方、とりわけ斜線の角度や曲線の曲がり具合(カーブ)

が異なる例

明朝体 透、従、職、毎、疫、文 ゴシツク体 掌、堡、烽、舞、喩

可えば、明朝体の「疫」の字をみると、各点や線の筆の入れ方、止め方(抜き方)や横線の長さなども異なつているが、とりわけ「几」や「又」部分の曲線を入れる位置やカーブの具合が全く異なつている。被告書体の文字は、本件書体の文字に比して「●」の横線(字の横線)が短いのに対し、「●」の中は右上から左下への世紀をが見る。 の曲線を縦長にとつて、特徴的な字形を形造っている。こうしたことは、墨入れに よる修正などでは不可能なことであり、別途書き直す以外に方法のないものであ る。

(4) 文字のうち、とりわけ部首とつくりの一方について、文字を構成する各 点、各線の位置関係が異なり、横線、縦線のバランスが異なる例 明朝体 透、毎、旧

ゴシック体 洛、諳、烽

例えば、明朝体の「毎」の字をみると、一見「●」の部分が同一のように見える が(実は、筆の入れ方、曲線のカーブ、太さ、長さや横線の長さ等が異なつている。)、部首の「母」が、一画目前半、三画目の各斜線の角度、一画目後半、四画 目の各横線の位置、二画目後半の曲線のとり方、はね方その他において明瞭に異なっている。また、右「●」との位置関係(間隙等)も異なっていて、とりわけ、部 首とつくりの一方の食い違いが目立つ結果になつている(厳密には、全体が重なつ ていない。)

ゴシツク体の「烽」の字も同様で、つくりの「●」が一見同一のように見えるが (実は、筆の止め方、筆の入れ方等が異なる。)、部首の「火」が曲線のとり方 (カーブ)や点の打ち方で明瞭な違いを見せている。

このような相違は、同一文字の機械的複写と墨入れによつては、絶対に生じ得な いことである。

文字を構成する各点、各線の位置関係が異なり、あるいは横線、縦線との

バランスが異なるため、文字が全体として重ならない例 徒、職、音、巨、暫、疫、文 第 洛、塹、堪、堡、舞 ゴシツク体

例えば、明朝体の「暫」の字をみると、その構成部分のうち「車」をとつても、 「斤」をとつても、また、「日」をとつても、いずれも横線、縦線、曲線の位置 (間隙)や長さ、太さ、さらには、筆の止め方等が異なっていて重ならず (線は一般に被告書体の文字の方が細く短い。)、その相互の位置関係もまた異なる。そのため、右各構成部分のどれを基準として重ね合わせてみても、文字が全体として重 ならない。

ゴシツク体の「堡」の字も同様で、「イ」の部分をとつても、「呆」の部分をと つても、また、「土」の部分をとつても、それぞれ横線、縦線の位置(間隙)や曲線のとり方、各線の筆の入れ方や長さ、太さ等が異なつてそのいずれもが重ならな い。したがって、全体としての重なりも認められない。

このようなことは、同一文字の機械的複写物にどのように墨入れを重ねても、絶 対に生じ得ないことであり、この文字がまぎれもなく別に書き起こされたものであ ることを示している。

 (Ξ) また、原告は、原告書体の文字の中には、本件書体の中にある誤字がその まま採り入れられており、それが被告書体の盗作性を物語る何よりの証拠であると いう。しかし、原告が誤字であるという文字も、現に使用されたり各種辞典に掲載

されたりしている文字であって、決して誤字ではない。すなわち、 (1) この点を検討するに当たっては、まず、(イ)漢字は、長い歴史の中で、

次第に発展、改良されてきたものであり、 その字体(骨格)といえども必ずしも不動のものではないこと、現に中国や日本で 用いられている文字のなかには、同一の文字でありながら字体(骨格)に違いのあ るものがあること、(ロ)印刷活字の文字は、もともと筆写の楷書体文字を基本と して造られたものであるが、それを印刷に適するように設計(デザイン)し直した ものであるため、前記各エレメントとりわけ画線の長短、曲直、点画の組合せ等の 点において、筆写文字との間に違いが生じていること、(ハ)その違いは、毛筆の特徴を極力生かすように設計された明朝体の印刷活字よりも、専ら印刷に適するようにということを念頭において設計されたゴシック体の印刷活字において、より顕著に現れていること、(二)そして、同じ印刷活字相互の間においても、活字設計 上の表現の差(デザインの差)があること等が留意されなければならない。これら のことは、各漢字の字体(骨格)の相違例を収集編纂した書道大字典(乙第 証の一ないし七)や漢字使用に関する日本政府の統一見解を示した昭和五六年内閣 告示第一号「常用漢字表」(乙第二四号証)等によって確認することができる。 以下、右のことを前提として原告が指摘する各文字について、順次、検討 (2) する。

(1) 「墾」(明朝体)について

前記書道大字典(乙第二○号証の一ないし七)によって、「墾」や「●」の字の 左上部分をみると、もともと歴史的字体例として、「豸」(原告のいう正字)のほ 「●」(原告のいう誤字)や「●」等があったことが分かる。また、新字源 (乙第二一号証の一ないし五)でも、「墾」や「●」の字の左上部分は「●」であって、「豸」でないといえる。そして、これらのことを、前記「常用漢字表」(乙第二四号証)の「字体についての解説」にならっていえば、印刷活字相互間の問題 としては、活字設計上の表現の差すなわちデザインの違いに属するものであるとい える。また、筆写文字との関係では、点画の組合せ方に関するものであり、手書き と印刷のそれぞれの習慣の相違に基づく表現の差とみるべきものであるといえる。 いずれにせよ、原告がいうような誤字ではない。

「懃」(ゴシック体)について (\square)

この「懃」の字についても、前記書道大字典(乙第二〇号証ないし七)によれ ば、もともと歴史的字体例としては、「懃」(原告のいう正字)ではなく、むしろ 「●」(原告のいう誤字)の方が多かったことが分かる。また、原告が援用する康 熙字典でも、解説文の中では「●」の字が使用されている。(乙第二二号証の一な いし三)これまた、誤字といえるものではない。

(11)「嚀」(ゴシック体)について

「嚀」は、「寧」の俗字である。そこで、「寧」について、前記書道大字典(乙第二〇号証の一ないし七)をみると、ここでも歴史的字体例としては、「●」(原告のいう正字)ではなく、むしろ「寧」(原告のいう誤字)の方が多かったことが

分かる。また、新字源(乙第二一号証の一ないし五)や角川漢和中辞典(乙第二三号証の一ないし五)及び新選漢和辞典等でも「●」ではなく「寧」の字が用いられている。そして、原告が援用する康熙字典でも、解説文の中では明らかに「寧」の字が使用されている(乙第二二号証の一ないし三)。さらには、他社においても、ゴシック体文字として「寧」の字を用いている例がある(乙第二七号証の一五)。これも、誤字といえるものではない。

(二) 「傲」(ゴシック体)について前記書道大字典(乙第二〇号証の一ないし七)によれば、「傲」の字の中央上部は、もともとは「主」であつて、その横線の一画目が長い例と短い例に分かれていたことが分かる。したがって、これを簡略化した「●」において、「士」や「土」に分かれることは当然に考えられる。しかるところ、中華民国政府教育部が公布した「常用國字標準字●表」(乙第二六号証の一ないし三)は、「●」(士)を採用している。また、前記角川漢和中辞典(乙第二三号証の一ないし五)や改訂新潮国語辞典等でも、「傲」(土)ではなく「●」(土)が用いられている。そして、他社においても、ゴシック体文字として「●」の字を用いている例がある(乙第二七号証の一五)。これを誤字とする原告の主張は、失当である。

で学校の大学では、 「大学では、 「

の大手主体を通じる特徴であるがのようにいうのは、誤りてある。 原日主張のような事実をもつて、被告書体の盗用性を裏付けることはできない。 (五) さらに、原告が、訴外モリサワ文研の文字書体の対比結果報告書(甲第八号証)や検証物(検甲第一ないし第一三号証の各一、二)によって、被告書体の文字が本件書体の文字にピタリと重なり合うことを確認することができるというのも、事実に反する主張である。本件書体の文字と被告書体の文字の間に全く同一といえる文字のないことは、前記(一)において述べたとおりである。そして、前記(二)において、具体例を挙げてこれを例証した。また、右訴外モリ文研の報告書(甲第八号証)自体、ピタリと一致するなどとはいっていない。むして、初報を対象文字を複写するときの太りあるいは細りといえるようなわずかなものであるとするがらも、両者の縦幅、横幅に差のあることを認めている。原告の右主張は、事に反する主張である。

二 本件書体の著作物性について

1 本件書体は、実用的な印字を目的として写植機に搭載された一組の実用文字 (約八六〇〇字)に関するものである。このような実用文字の書体の製作、改良は、これによって製作者の思想、感情を表現しようとして行われるものではない。 写植機の機能改善とともに、あるいはその品質向上の一環として行われるものであり、あくまでも所期の印字を得るための実用目的のものである。

そして、このような写植用書体の製作、改良が、既存の定型化、規格化された文字書体を前提としてその枠内で行われるものであること、したがって、写植用書体の製作者が、それぞれ独自に書体を製作するといっても、その創作の範囲は、縦画や横画の筆の入れ方、止め方等各種エレメントをどう工夫するかというような限定されたものにならざるを得ないこと、現に市場に存在する各社の写植用書体は、右各種エレメントのわずかな相違によって区別されていること等は、既に述べたとお

りである。

しかるところ、原告は、右一組の文字の中に含まれる明朝体文字、ゴシック体文字のそれぞれについて統一性ある書体を完成した旨主張している。そして、このような一組の文字についての書体とは、一つ一つの文字にみられる個性や特徴そのものではなく、少なくとも、これら明朝体文字なら明朝体文字、ゴシック体文字ならずシック体文字全体をそれぞれ通覧した場合に、その共通項として指摘できる特徴的な創作要素であるというべきである。したがって、原告が、本件書体について原告独自の創作性を主張するのであれば、これらの文字全体に共通し、かつ、同種他社の写植用書体にはない本件書体に特有の特徴的な創作要素を具体的に明らかにすべきである。

2 ところで、我が国の著作権法は、その二条一項一号において「思想又は感情を 創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」 を著作物とする旨定義し、同条二項において「美術の著作物」には美術工芸品を むと規定している。そして、我が国では、著作権法の根本趣旨や意匠法等工業 権制度との関係を考慮し、美術に関連するもので著作権法で保護されるのは、美術 工芸品を別とすれば、純粋美術に属するものに限られる、図案やひな形等いわゆ 応用美術の範囲に属するものはこれに含まれないと解するのが一般である。著作 法は、本来、一品製作的なものを保護の目的としていると考えられる。しかる 法は、本来、一品製作的なものを保護の目的としていると考えられる。しかる 、本件書体のような実用文字の書体は、それ自体で思想又は感情を表現したもの とはいえないし、文芸、学術、美術、音楽のいずれの範囲に属するものともいえない。

美術工芸品といえないことも明らかである。強いていえば、写植機ないし写植機用文字盤という実用品と結合したデザインであり、いわゆる応用美術の範囲に属するものであろうが、こうしたものが著作権法の保護の対象にならないと解されていることは、右のとおりである。本件書体は、もともと著作権法の保護の対象になるものではないといわざるを得ない。

のみならず、文字というものは、元来、人が何千年何万年という歴史を経て形成してきたもので、いわば万人共有の財産である。その文字の書体について、独占的排他的な権利である著作権を認めることは、文字には不可欠の書体という問題を通して、その特定人に文字そのものを排他的に独占させ、他人の使用を法的に排除してしまう結果を招来し、法的にみて、到底、妥当な結論とはいえない(最高裁第一小法廷昭五五・一〇・一六判決)。この点からみても、原告の主張は失当である。三 法的保護利益について

原告が本件書体について法的保護を受けようというのであれば、少なくとも、原告が本件書体を製作したことによって取得した法的保護利益の内容、いい換えれば、原告自身が本件書体を製作することにより新しく創作したものは何なのか、その具体的内容を明らかにしなければならない。そのことは、前記二において述べたとおりである。これを明らかにしないまま、単に、著作権法による保護が認められないときには、不法行為法による保護を求めるといっても無意味である。四 損害について

被告が訴外印機貿易から支払を受けた一字当たり五〇〇〇円の割合による金員は、原告がいうような単なる文字の使用料ではない。それは、被告が訴外華穏企業に支払った文字の製作代金のほか、これをベクトル分解のため米国のCG社に送っ

た時の費用等被告システムに搭載するために要した費用すべてを勘案して設定され た金額である。このような金額を基に原告の損害を算定するのは不当である。 第三 証拠(省略)

理 由

請求原因一(原告による書体の製作と営業)のうち、原告が写植機用文字盤を 組み込んだ写植機を販売していることについては争いがなく、いずれも成立について争いのない甲第七号証、乙第三五号証、弁論の全趣旨により成立を認むべき甲第二二号証、証人「ヘ】の証言及び即組ませ、監書せびに台灣の企物とによりば 二号証、証人【A】の証言及び別紙書体一覧表並びに弁論の全趣旨によれば、そ の余の事実(ただし、原告主張の文字盤に搭載された文字数については、少なくと も約六八〇〇字を下らないとする。) を認めることができるというのが相当であ る。 二

同二(被告による書体の製作と営業)については、争いがない。

そこで、以下、同三 (被告による著作権の侵害) について検討する。 被告書体の盗作性について (イ)本件書体の文字は、もともと原告が台湾等東南アジア向け写植機用 文字盤に搭載した文字であり、被告書体の文字は、被告が台湾の業者である訴外華 穏企業に依頼して製作させた文字である。そして、別紙書体一覧表記載の被告書体 の文字と本件書体の文字(いずれも約二センチ五ミリ角の大きさの文字である。) を一見すると、よく似ているという印象を受ける。 (ロ) しかるところ、前掲 【A】証人の証言によれば、原告の方で、五五〇〇字ないし六〇〇〇字を一組とした文字について統一性のある新しい書体を製作するためには、少なくとも二年を下 らない年月を費やしているものと認められる。ところが、被告書体の文字が、昭和 五四年一〇月から昭和五五年九月までの一年間に、文字職人十数人の訴外華穏企業 の手によって製作されたことについては、争いがない。この被告書体の文字の製作 期間は、右原告の製作期間に比して、格別に短いということができる。 (ハ) ま 新聞は、石原白の製作期間に比して、特別に短いということができる。 (ハ) また、被告書体の文字のうち、原告が指摘する「墾」、「懃」、「嚀」、「傲」の各文字の字体(骨格)が、誤字かどうかは別として、本件書体の右各文字のそれと同じであることは、原告主張のとおりである。 (二) さらに、前掲甲第一二号証によれば、被告書体の文字の中に、原告が均衡がとれていない構成であるという 医生きない ファント 体の文字と同じような特徴を持った文字が七〇字余り含まれていることも、原告主張のとおりであると認められる。そして、右甲第一二号証によって右七〇字余りの 文字をみる限り、被告書体の文字は、原告が指摘する点において、本件書体の文字 のそれとほとんど同一の特徴を示すのに対し、他社の同種書体の同一文字との間に はそれ程の共通性は認められない。(ホ)なお、本訴対象の被告書体の文字と本件 書体の文字の間には、後記のような相違点が認められるが、右相違点は、別紙書体一覧表のような形で対比してみた場合、いわゆる素人にとってはもちろん、文字書体の製作に関与している専門家というべき者にとっても、一見して明らかという程の大きなものではないと考えられる。以上のような点からすれば、被告から文字の制作な体質された話が兼理会業が、被告書体の文字の制作にあたり、何らかの形で

も、全く理由のないことではないと思われる。 (二) しかしながら、他方、以下のような事実も認められる。(1)まず、被告は、被告書体の文字と本件書体の文字の類否判断のため、本訴対象文字を含む二五 八六字について、筆の入れ方、止め方等六つの点について検討した結果、被告書体 の文字と本件書体の文字の間には同一といえる形状のものはないことが分かった旨 主張し、その例証として別紙(二)文字対照表記載の文字を挙げる。しかるとこ る、本件証拠上、右二五八六字全部について、右被告主張の事実を確認する証拠はないが、弁論の全趣旨により成立を認むべき乙第五、第六号証の各一ないし六、第八、第九号証の各一ないし一〇、第一〇号証の一、二及び証人【B】の証言によれば、少なくとも、被告が例に挙げる別紙(二)文字対照表記載の文字のほか数個の文字については、被告書はの文字とも無書はの文字の思し、被告書はの文字については、被告書はの文字とも無書はの文字の思し、被告書はの文字については、被告書はの文字とも無書はの文字の思し、被告書はの文字については、被告書はの文字とも無書はの文字の思し、被告表記で記述 文字については、被告書体の文字と本件書体の文字の間に、被告が主張するような 相違点があることが認められる。そして、上記被告の主張が事実に反するものであ ることを明らかにする証拠はない。そうすると、被告書体の文字と本件書体の文字 の間には同一といえる形状のものはなかったとする右被告の主張には、一概に排斥 できないものがあるというべきである。(2) そして、前記(一)の各点について

製作を依頼された訴外華穏企業が、被告書体の文字の製作にあたり、何らかの形で 本件書体の文字を参考にしたのではないかと疑う余地は十分にあるということがで きる。原告が被告書体の文字は本件書体の文字を複写したものであると考えるの

は、以下のようにいうことができる。

(イ) まず、被告書体の文字と本件書体の文字から、一見、よく似た印象を受ける ことについては、いずれも成立について争いのない甲第一九号証、乙第三三号証の 一ないし五、第三四号証の一ないし三、前掲【A】、【B】両証人の証言と別紙書 体一覧表並びに弁論の全趣旨によれば、本件書体は、一般の実用的な印字を目的と 作範囲は、自ら、縦画や横画の筆の入れ方、止め方、横線、縦線の太さないしその 線率等被告が指摘するような点に限定されたものにならざるを得ないこと、本件書 体も右のような制限の枠内で製作されたものであり、その例外ではないこと た、被告書体の文字も、被告システムに搭載された実用目的の文字であり、右のよ うな制限の枠内で製作されたものであること、以上のような事実を認めることがで きる。そして、こうした事実を参酌すると、本訴対象の被告書体の文字と本件書体の文字が、一見、類似した印象を与えるからといって、直ちに、被告書体の文字が本件書体の文字を複写したものであると速断することはできない。より子細な検討が必要である。(ロ)また、被告書体の製作期間が、原告のそれに比して格段に短います。 いということについては、文字の製作工程ないし期間が原告主張のもの以外にはあ いということについては、文字の製作工程ないし期間が原告主張のもの以外にはあり得ないことを認めさせるに足る証拠はない。そうすると、被告書体の製作期間が短いということも、右複写の事実を認めさせるに十分なものとはいえない。(ハ)次に、「墾」、「蔥」、「嚓」、「傲」の各文字の字体(骨格)が同じであるという点に関しては、いずれも成立について争いのない乙第二〇号証の一ないし七、第二一号証の一ないし五、第二二号証の一ないし三、第二三号証の一ないし五、第二四号証、第二六号証の一ないし三によれば、原告が誤字であるという右各文字の字ははれる。 体(骨格)は、本件書体の文字にだけみられる特殊なものではなく、こうした字体 (骨格)の文字が各種辞典等で使用されている例があることは、被告主張のとおり であると認められる。右字体(骨格)の文字を、本件書体の文字特有の誤字であると断じることはできない。そうすると、右各文字の字体(骨格)が同一であることも、被告書体の文字が本件書体の文字を複写したものであることの決定的な証拠になるとはいえない。(二)さらに、被告書体の文字の中には、本件書体の文字と同 様の不均衡な特徴を持つ文字が七〇字余り含まれているということに関しては、弁 論の全趣旨により成立を認むべき乙第二七号証の一ないし一五(ただし、甲第-号証別紙(二)と共通部分については争いがない)及び弁論の全趣旨によれば、本 訴対象の被告書体の文字の中には、そうした同じ特徴を持つ文字が含まれている反面、被告が指摘するように、部首やつくりの接触に関して、本件書体の文字のそれと反対の特徴を示す文字が八〇字余り含まれていることも事実であると認められ る。そうすると、右の被告書体の文字の中に本件書体の文字と同じような特徴を持 つ文字が七○字余り含まれていることも、それだけでは、被告書体の複写性を裏付

けるに十分なものとはいえない。 (三) 以上、(一)、(二)に判示してきたところを総合考慮すると、前記 (一)に判示したような事実は認められるにしても、右(二)に判示した事情を参 酌すると、被告書体の文字を、本件書体の文字を機械的に複写したものであるとま では断定できない。

2 本件書体の著作物性について

以下、右1の認定、判断を前提として、本件書体の著作物性について検討する。 (一) 我が国の著作権法は、その二条一項一号において「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」を著作物とすると定義し、同条二項において「美術の著作物」には美術工芸品を含むと規定している。そして、これについては、著作権法の制定経過や意匠法等工業所有権制度との関係等を考慮し、美術に関連するもので著作権法で保護されるのは、純粋に属するものや美術工芸品であって、図案やひな形等実用品に関するもので、対して、これに含まれない。実用品のでのは、原則として、これに含まれない。実用品に関するもので保護されるものがあるとしても、それは一品製作的なものに限られると解するのが一般である。

しかるところ、本件書体が、一般の実用的な印字を目的とする写植機に搭載された一組の実用的な文字に関するものであること、こうした実用的な文字書体の製作は、印刷活字等既存の定型化、規格化された文字書体を前提として、その枠内で行

- われるのが通例であることは、前示のとおりである。 (二) そこで、右のような点を参酌して考えると、本件書体のような文字の書体であって、なお、著作権法の保護の対象になるものがあるとすれば、それは、当該 文字が持っている本来の情報伝達機能を失わせる程のものであることまでは必要で ないが、当該文字が本来の情報伝達機能を発揮するような形態で使用されたときの 見やすさ、見た目の美しさだけでなく、それとは別に、当該書体それ自体が、これ を見る平均的一般人の美的感興を呼び起こし、その審美感を満足させる程度の美的 創作性を持ったものでなければならないと解するのが相当である。
- そして、本件書体については、それが製作される以前からあった他者製作 の同種印刷活字文字や写植用文字等の書体に比して、どこがどのように異なるのか、本件原字全体、少なくとも、その明朝体文字なら明朝体文字、ゴシック体文字ならゴシック体文字全体を通覧した場合に認識できるそれらの文字に特有な創作的 デザイン要素は何なのか、その創作性の内容を具体的に確定できるだけの資料はな い。しかし、別紙書体一覧表に記載されている本件書体の文字を通覧しただけで も、本件書体が、実用性の強いものであって、右にいう程度の美的創作性を有しな いものであることは、明らかである。本件原字全体及び本件各文字、いずれについても、原告主張のような著作物性を認めることはできないというほかはない。 そこで、次に、請求原因四(法的保護利益)について検討する。
- 前掲【A】証人の証言により成立の認められる甲第五号証に一ないし五、前掲 甲第一九号証、右【A】証人の証言及び弁論の全趣旨によれば、本件書体のような 実用的な文字の書体についても、その製作者は、これをよりよくその実用目的に適したものにするために、あるいはより見やすく美しいものにするために等様々な観点から、創意、工夫を凝らし、新しい書体の製作や改良に努めていること、こうしませる制作なでは、タイの出土と時間、ストア専用を要すること、そ た書体の製作や改良の作業には、多くの労力と時間、そして費用を要すること のため、原告が所属する写植業界等では、他人が製作した書体の文字を使用する場 合には、その製作者ないし保有者に対し、使用についての許諾を求め、更に対価を 支払うことも、かなり広く行われるようになってきていること、以上のような事実
- を認めることができる。 2 右のような事実を参酌すると、前記判示の著作物性の認められない書体であっても、真に創作性のある書体が、他人によって、そっくりそのまま無断で使用されているような場合には、これについて不法行為の法理を適用して保護する余地はあ ると解するのが相当である。
- しかしながら、本件の場合、本件書体の創作性の内容が必ずしも明らかでない ことは前示のとおりである。また、既に判示したところに照らすと、被告書体の文 字も本件書体の文字も、いずれも前示のような一定の枠内で製作されたものである から、その書体が、ある程度、似ているように見えるのは仕方のないことであると 考えられる。ところが、被告書体の文字と本件書体の文字との間にいくつかの相違 点がみられることも、前示のとおりである。こうしたことを総合考慮すると、一 見、被告書体が、本件書体に似ていることは否定できないとしても、だからといっ て、直ちに、これをそっくりそのまま流用したものであるとまで断じることはでき ない。そして、他に、不法行為の法理を適用すべき理由は認められない。そうする と、原告のこの点の主張も理由がないというほかはない。 五 結論

以上によれば、原告の本訴請求は、いずれもその余の点の判断に及ぶまでもなく 理由がないというべきである。よって、これを棄却することとし、 訴訟費用の負担について民訴法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 上野茂 小松一雄 青木亮)

別紙(一)文字書体対比一覧表、別紙(二)文字対照表(省略)